

広島県告示第三百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、平成二十九年六月二十六日までの間、縦覧に供する。

平成二十九年六月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

旭戸河内線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		備考
	新	旧	
山県郡北広島町奥中原字郷路一七五番三地从ら 山県郡北広島町奥中原字郷路一七四番四地先まで	敷地の幅員 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	幅員減少 不用物件延長 四八・〇〇メートル
	延長 (メートル)	延長 (メートル)	